

随意契約の公表(水道局)

物品・修繕等

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
白川浄水場消石灰注入機修繕	平成27年2月13日	新栄クリエイト(株)	1,933,200	<p>本修繕は、対象機器の分解整備、構成部品の交換、動作状況の確認など、総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。</p> <p>本修繕実施にあたっては、機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整などの作業を行わなければ、機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。</p> <p>当該機器の設計・製作者である株式会社磯村ではメンテナンスを実施しておらず、左記業者が本修繕における必要な整備技術とデータを株式会社磯村と共有している唯一のメンテナンス会社である。</p> <p>以上より、左記業者以外では本修繕を履行することは出来ないため左記業者を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場

随意契約の公表(水道局)

業務委託

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
栄中学校他3緊急貯水槽遮断弁点検整備業務	平成27年1月30日	前澤工業(株)北海道支店	3,834,000	左記業務は、維持管理指針に基づき施設の維持管理のため定期点検(5年毎)により判明した遮断弁の不具合を解消するため部品交換をし、動作調整を行うものである。 当該施設に設置されている遮断弁は前澤工業(株)製であり、北海道での販売・保守管理を行えるのは左記業者のみであることから特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水課
土木工事設計積算システム改良業務	平成27年2月6日	東芝ソリューション(株)北海道支社	2,052,000	本業務は、開発者である東芝ソリューション(株)が開発者であり、著作権を所有している。 また、その運用維持管理業務も委託されている業者であることから、左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	計画課
維持用単価契約積算・管理業務	平成27年3月5日	東芝ソリューション(株)北海道支社	2,041,200	土木工事設計積算システムは、財政局工事管理室が保守管理を行っており、同システムを開発し著作権を持つ東芝ソリューション(株)北海道支社が運用及び維持管理業務を受託している。 維持用単価及び単価契約システムは、土木工事設計積算システムを用いなければ更新等の作業ができないため、東芝ソリューション(株)北海道支社を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水課
配水センター計算機設備保守業務	平成27年3月12日	美和電気工業(株)札幌支店	6,912,000	本業務は、24時間連続稼働している計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフト変更履歴等のデータを保有し、配水センタープロセスの制御を熟知し故障時の緊急対応が可能な業者でなければ対応は不可能である。 また、本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。当該システムは、左記業者が納入施工したもので、他社には公開されていない機器情報を保有し、システム管理のためのサポート体制も整っており、異常や故障にも24時間対応可能である。従って本業務は、左記業者でなければ行うことができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
藻岩浄水場他計算機設備保守業務	平成27年3月12日	美和電気工業(株)札幌支店	5,292,000	本業務は、24時間連続稼働している藻岩浄水場の計算機システムの点検・整備を行うことで、その機能を維持し、システムの信頼性を図る重要な業務である。 当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である美和電気工業(株)が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。また、左記業者は、システム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常や故障にも対応可能である左記業者を特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
白川浄水場計算機設備保守業務	平成27年3月12日	美和電気工業(株)札幌支店	9,720,000	本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことで、その機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。 当該システムは、24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ白川浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。 本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。当該システムは、横河電機(株)が、ハード・ソフト共に製作し、総合代理店である左記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、左記業者は、システム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常にも対応可能である。従って、本業務は、左記業者でなければ行うことが出来ない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
定山溪浄水場計算機設備保守業務	平成27年3月12日	美和電気工業(株)札幌支店	2,700,000	当該業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。 当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である左記業者が、納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備等、性能評価が出来ない。また、左記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常や故障にも対応可能である。従って、本業務は、左記業者でなければ行うことが出来ない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
給配水モニタ保守点検業務	平成27年3月12日	美和電気工業(株)札幌支店	25,380,000	当該装置は、市内給水栓及び配水池の濁度、色度、残留塩素及び電気伝導率等を常時測定するものであり、水道水の水質をリアルタイムで監視するための重要な装置である。 当該装置は、横河電機(株)独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は、外部に公開されていない。当該装置を納入、設置した美和電気工業(株)は、製造者のみが保有するこれらの技術及びデータを継承する唯一の保安代理店である。当該装置の点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理においては、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定は出来ない。以上の理由から、これらの条件を満たし、当該装置を保守点検することができるのは当該業者だけである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号に該当)	水質管理センター

水源水質計器保守点検業務	平成27年3月12日	美和電気工業(株)札幌支店	5,940,000	<p>当該装置は、河川水中の油分やアンモニア濃度等を24時間365日測定しているものであり、適切な浄水処理を行うための重要な装置である。</p> <p>当該装置は、横河電機(株)独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は、外部に公開されていない。当該装置を納入、設置した美和電気工業(株)は、製造業者のみが保有するこれらの技術及びデータを継承する唯一の保守代理店である。当該装置の点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理においては、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定は出来ない。以上の理由から、これらの条件を満たし、当該装置を保守点検することが出来るのは当該業者だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	水質管理センター
デジタルカラー複合機保守業務 (単価契約)	平成27年3月13日	富士ゼロックス北海道(株)	1,735,283	<p>当該機器の保守は、故障時における即時対応が必要となり、円滑に部品等の調達も行えることが条件となることから、その構造及び機能特性を熟知している製造メーカー又は保守代理店以外では、取り扱うことのできない業務である。従って、道内唯一の製造メーカー兼保守代理店である左記業者を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	計画課
給配水管管理システム保守管理 サポート業務	平成27年3月18日	ドコモ・システムズ(株)	30,132,000	<p>当該機器の保守は、故障時における即時対応が必要となり、円滑に部品等の調達も行えることが条件となることから、その構造及び機能特性を熟知している製造メーカー又は保守代理店以外では、取り扱うことのできない業務である。従って、道内唯一の製造メーカー兼保守代理店である左記業者を特定する。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号に該当)</p>	給水課
ファイリングシステム運用保守業務	平成27年3月18日	ドコモ・システムズ(株)	10,886,400	<p>左記業者は、業務遂行に必要なシステムのデータベース、各ファイル及びプログラムに関する仕様等を熟知している。</p> <p>また、ファイリングシステムは、同社のライセンスであり、システムの内部情報は公開されていないため、迅速かつ信頼性の高い運用保守業務を行うことができる唯一の業者である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課
管路維持管理業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	271,823,040	<p>本業務の遂行にあたっては、水道管路全般の維持管理に関する専門的知識と管路や弁の補修及び機能調査・音聴などの技術情報の蓄積と経験が必要である。</p> <p>左記団体は設立当初から水道局職員を派遣し、技術継承が成されていたことから、これらを一体的に行うことが可能であり、効率的かつ確実な維持管理を実施することができるのは左記団体以外にない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課
小規模貯水槽水道衛生管理 改善指導業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	30,093,120	<p>本業務は、公共性が強い内容でありながら、行政による強制力がないという特殊性があり、難易度の高い状況の中で事業効果へと反映させることができる者に担当させることが必要と考えている。</p> <p>本業務を行うにあたって、これらを考え合わせると国の登録を受けた簡易専用水道の検査機関として、これまでの検査実績や設置者等への指導・助言などの経験が豊富であるとともに、国家資格である「給水装置工事主任技術者」の有資格者が在職するなど、上記の特殊性に対して的確に業務を遂行できる唯一の業者である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水装置課
地下埋設物・給水装置台帳 情報提供管理業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	39,113,280	<p>本業務は、給配水管に関する情報図書や給水装置台帳の閲覧、提供の他、給水装置工事の適切な施工管理に資する助言などを水道局に代わって行うものである。本業務の遂行にあたっては、水道全般にわたる専門的な知識を有し工事等における事故・トラブル防止などの助言を効果的かつ的確に遂行できることが求められる。現時点でこれらの条件を満たすのは、左記団体のみである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課
道路占用許可申請等 受付入力管理業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	29,108,160	<p>本業務は、民間・水道局発注の水道工事に関する道路占用許可申請の受付・入力業務である。年間5,000件近くある本業務を適正かつ効率的に行うために、本業務の受託者には以下の条件を全て満たすことが必要である。①水道工事業者からの申請に対して、適切な判断及び指導を公平不偏的な立場で行えること。②申請者に記載されている工事条件等が実際の工事内容等と正確に合致しているかを判断できる水道工事の専門知識を有すること。③申請者と道路管理者の間で、的確に調整が行えるように道路占用許可申請に関する専門的知識を有すること。④道路管理システムの機能や操作を熟知し、作業を進める事ができる知識・技術を有すること。</p> <p>左記団体は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された法人であり、水道技術管理者など多数の資格所有者が在籍しており、水道工事全般にわたる専門知識を有している。さらに、道路許可申請書のあり方や機器操作についてもシステム管理者からの技術指導を受けており、当該業務に必要な知識・ノウハウを有し効率的な作業を行う事ができる。以上のことから、これらの条件を全て満たすのは、左記団体だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課

水道局窓口収納業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	9,992,160	<p>給水装置工事に係る手数料は前払いとされており、その納付後でなければ審査及び検査が受けられないことから、申請者の利便性を図るため当局での業務時間(8:45分から17:15分)に当該業務を行える等の対応が可能なが必要である。この点において、銀行等の一般の金融機関が15:00分で窓口業務が終了するのに対して、サービス低下を招くことなく柔軟な対応が可能業者は左記団体以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水装置課
水道局配水施設等維持管理業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	71,163,360	<p>本業務は、ポンプ場・配水池等の受配電設備・機械設備・計装設備等の設備の日常点検を主たる内容としているほか、高区施設の運用状況を踏まえた各機器の操作、運転状態の的確な適否判断、軽微な修繕作業など、土木・建築・電気・機械分野等の多岐に渡っており、受託者が次の業務遂行能力を備えていることが必要である。 ①送・配水施設の維持管理に関する豊富な知識、送・配水施設の維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システムを理解し、当該業務への応用力、適応力があること。 ②常に技術向上及び事故防止に努め、緊急時に対応を行える体制を有していること。 ③本市水道事業に貢献する使命感と当局に対する理解があり、常に協力、連携関係を維持出来ること。 ④委託期間中業務が不断かつ確実に履行される必要があり、事業の継続に対する信頼性が高いこと。また、水道事業の使命は、安全で安心な水道水を安定して供給し続けることであり、本業務はその礎となるものであるため、水道局と強固な連携のもと、継続的に履行される必要がある。当該一般財団法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。また、平成8年度より本業務を受託しており、本業務に必要な知識、長期経験によって得られる不測時の迅速な判断能力、施設が不良の際に影響を及ぼす配水範囲や配水量の特徴などを含めた総合的な知識を有しており、本業務に必要な上記条件を全て満たしている唯一の団体である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	配水センター
水道水質監視・管理業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	89,514,720	<p>本業務は、浄水場が安定的に浄水処理を行い清浄で安全な水が市民へ供給されていることを確認するため、水道水源の監視から浄水処理の各過程及び給水栓の水質確認まで一連の水質監視管理を行う業務である。 平常時のみならず事故時にも本市と十分に連携して適切に対応するため、受託者が次のような高い業務遂行能力を備えていることが必要である。 ①水源河川の特性を理解した上での判断状況 ②水源異常時の浄水場への影響予測 ③本市の浄水処理、水質管理に関する知識・経験など。 当該財団法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的として昭和54年に設立されており設立から現在まで水源監視、浄水処理、水質管理について当局が有する知識、技術、ノウハウ等を伝授継承し、高い業務遂行能力の蓄積がなされている。以上のことから、当該業務を適切、かつ、確実に遂行できる団体は当該財団法人だけである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	水質管理センター
藻岩浄水場維持管理業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	85,911,840	<p>本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「施設・設備の維持管理」及び「排水処理施設も運転等」を行うものである。浄水場には、多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。このように設備・施設の維持管理は、浄水処理の成否を決める重要な業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。 ①浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。 ②常に技術向上及び事故防止に努め、緊急時に適切な対応を行える能力・知識を有していること。 ③本市水道事業に貢献する使命感と当局に対する理解があり、常に協力、連携関係を維持できること。 ④委託期間中業務が、不断かつ確実に履行される必要があり、事業の継続に対する信頼性が高いこと。また、水道事業の使命は、安全で安心な水道水を安定して供給し続けることであり、本業務は、その礎となるものであるため、水道局と強固な連携のもと、継続的に履行される必要がある。当該財団法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。また、平成4年度より本業務を受託しており、施設・設備の不備が、運転管理ひいては浄水水質に与える影響を十分に認識できる能力を備えており、不測時の迅速な判断能力や事前予知のノウハウなど総合的な知識を充分に有している。以上のことから、当該財団法人は本業務に必要な上記条件を全て満たしており適切、かつ、確実に遂行できる団体は、当該財団法人だけである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	藻岩浄水場

白川浄水場維持管理業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	112,052,160	<p>本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「施設・設備の維持管理」及び「排水処理施設の運転等」を行うものである。浄水場には、多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。このように設備・施設の維持管理は、浄水処理の成否を決める重要な業務であることから、受託者が、次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>①浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。</p> <p>②常に技術向上及び事故防止に努め、緊急時に適切な対応を行える能力・知識を有していること。</p> <p>③本市水道事業に貢献する使命感と当局に対する理解があり、常に協力、連携関係を維持できること。</p> <p>④委託期間中業務が不断かつ確実に履行される必要があり、事業の継続に対する信頼性が高いこと。また、水道事業の使命は、安全で安心な水道水を安定して供給し続けることであり、本業務は、その礎となるものであるため、水道局と強固な連携のもと、継続的に履行される必要がある。当該財団法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有している。本業務を確実に遂行する技術力を有している。また、平成4年度より本業務を受託しており、施設・設備の不備が運転管理ひいては浄水水質に与える影響を十分に認識できる能力を備えており、不測時の迅速な判断能力や事前予知のノウハウなど総合的な知識を十分に有している。以上のことから、当該財団法人は本業務に必要な上記条件を全て満たしており適切、かつ、確実に遂行できる団体は、当該財団法人だけである。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場
西野・宮町浄水場管理業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	134,887,680	<p>本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「運転管理」及び「施設・設備の維持管理」を行うものである。浄水場には多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。このため「運転管理」及び「設備・施設の維持管理」からなる「浄水場管理業務」は浄水処理の成否を決める重要な業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>①浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。</p> <p>②常に技術向上及び事故防止に努め、緊急時に適切な対応を行える能力・知識を有していること。</p> <p>③本市水道事業に貢献する使命感と当局に対する理解があり、常に協力、連携関係を維持できること。</p> <p>④委託期間中業務が不断かつ確実に履行される必要があり、事業の継続に対する信頼性が高いこと。また、水道事業の使命は、安全で安心な水道水を安定して供給し続けることであり、本業務は、その礎となるものであるため、水道局と強固な連携のもと、継続的に履行される必要がある。当該財団法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。また、平成16年度より本業務を受託しており、施設・設備の不備が運転管理ひいては浄水水質に与える影響を十分に認識できる能力を備えており、不測時の迅速な判断能力や事前予知のノウハウなど総合的な知識を十分に有している。以上のことから、当該財団法人は本業務に必要な上記条件を満たしており適切、かつ、確実に遂行できるのは、左記団体だけである。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	藻岩浄水場
給水装置工事検査業務	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	105,312,960	<p>一般財団法人札幌市水道サービス協会は、信頼できる水道事業の専門的協力機関として、札幌市が主体となって設立したものであり、業務の特殊性として、民間の指定事業者が施工した工事の検査を行うことから、中立性や公平性確保の観点での業務遂行が必要である。</p> <p>また、当該団体には、水道法及び本市の基準等に関する専門知識を有する職員及び国家資格である「給水装置工事主任技術者」の有資格者が多数在籍し、給水装置工事の検査業務に精通している人材確保が可能な唯一の団体である。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水装置課
藻岩浄水場自動扉保守点検業務	平成27年3月25日	寺岡ファシリティーズ(株)札幌支店	1,188,000	<p>寺岡オートドア(株)製の設備を採用しており、当該業者は同メーカー唯一の保守点検業者である。</p> <p>保守点検メーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では合部品の調達や性能評価が的確でない。来客の使用や休日の使用もあり、故障等には迅速な対応が求められる。これらの条件を満たすサポート体制が確立している左記業者以外に施工することは不可能である。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	藻岩浄水場
窓口オンラインシステム運用保守業務	平成27年3月26日	日本ユニシス(株)北海道支店	14,217,120	<p>本システムは、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解と把握が不可欠である。</p> <p>左記業者は、ホスト機からサーバ機への移行を行った業者であり、サーバ機器運用にかかる基盤システムについては著作権を有しているおり、豊富な運用実績を持っていることなどから、本システムの情報資産や動作環境に精通している。当該業者以外が業務を履行する場合、本システムの構成を解析し習得するには膨大な作業時間を要し、運用におけるリスクや経費の増大となることから、左記業者を特定する。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水装置課

水質情報管理システム保守点検業務	平成27年3月30日	富士通エフ・アイ・ピー(株)北海道支社	1,620,000	<p>本システムは、自動水質計器で測定された水源・給配水等の様々な水質情報を中間サーバを経て収集・データベース化し、これらを情報処理することにより常時水質監視等を行うシステムである。</p> <p>本システムのソフトウェアは富士通エフ・アイ・ピー(株)のパッケージソフトウェアを当該業者が本市用にカスタマイズしたものであり、財務課所管のサーバ機器に当該業者がソフトウェアを組み込み、設置・設定作業を行っている。このため本システムのプログラム構造やデータベースサーバにデータを受渡している中間サーバである他社サーバとの連携方法は、当該業者以外に知り得ない情報である。また、本システムに不具合が生じた場合には水質監視が出来なくなり、水道水質管理に影響を与える恐れがあるため、本システムの不具合時においては、迅速かつ信頼性のおける復旧を行う必要がある。</p> <p>以上のことから当該装置を保守点検することができるのは、左記業者のみである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	水質管理センター
貯蔵品管理等業務	平成27年3月31日	札幌市管工事業協同組合	73,980,000	<p>本業務は、貯蔵水道資材の厳格な在庫管理及び厳正で円滑な入出庫を行うほか、工事の進捗状況に合わせた適正な購入時期と数量の需給調整を行うための高精度な予測と判断を要する特殊な業務である。</p> <p>本業務の受託者には①水道工事や工事資材に関する専門知識と技術力②貯蔵水道資材の在庫管理等に使用している貯蔵品管理システムの運用管理に関して柔軟に対応できる体制が整っていること③夜間・休日等における緊急時にも対応可能な組織体制が構築されていること④将来に渡って継続性を維持できる組織体制が構築されており、安定かつ効率的な執行が求められる。</p> <p>左記の団体は、日頃から本市の水道工事に携わっている工事業者で組織されている協同組合で、官公需適格組合の認定を取得している。</p> <p>また、本業務に関し、長年の実績によるノウハウの蓄積と水道事故に対し24時間365日の緊急出動体制が整備されている。</p> <p>そのため、大規模な事故にも即時に対応可能な技術力と水道工事材料に関する専門知識も豊富である。</p> <p>このことから、上記の受託要件を満たす業者は、左記団体以外にはない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課
給配水管維持管理業務 (総価+単価契約)	平成27年3月31日	札幌市管工事業協同組合	1,483,904,000	<p>本業務は、閉庁時に発生した水道施設の事故への迅速な初期対応及び応急措置等を行うとともに、給配水管の公道漏水の復旧などの緊急対応を行うものである。</p> <p>左記団体は、水道施設の維持管理に関する高い技術、経験を有するとともに、24時間365日の緊急出動が可能であり、大規模な水道施設事故の復旧作業にも対応できるのは左記団体以外にはない。</p> <p>また、左記団体は官公需適格組合を取得しており、年間の業務委託量に対し効率的な対応が可能な唯一の団体である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課
水道料金等のクレジット収納に係る 情報処理業務 (単価契約)	平成27年3月16日	GMOペイメントゲートウェイ(株)	単価契約6,964	<p>当業務は、申込書の保管及び申込情報をデータベース化して保持し、クレジットカードの有効性確認、請求・収納など、クレジット収納関連情報の授受及びデータの一括処理を、当局と各クレジットカード会社の間で継続的に行う業務である。</p> <p>当業務の履行には、個人情報の保護や情報セキュリティの観点から、当局では、クレジットカード番号等の個人情報を保持しない方式としているため、10万件にも及ぶ申込書等を厳重に管理・保管する必要がある。</p> <p>また、当局の保有する上下水道料金オンラインシステムのデータ構成(登録・請求・消込等)及び電算スケジュール等の使用に対応できる情報システムを構築し、当局と各カード会社との間でデータ授受が確実に行われ、事故・障害が発生しても迅速に対応できることが必須である。</p> <p>左記業者はクレジット収納業務開始当初から当業務を受託しており、個人情報の厳重な管理体制はもとより、当局の仕様に対応できる情報処理システムを所有している唯一の業者である。</p> <p>このことから、クレジット収納業務全般が停滞することなく、当業務を安全、かつ、継続的に履行できるのは、左記業者以外にはない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	営業課
上下水道料金収納原符読み取り処理 及び収納データ作成業務 (単価契約)	平成27年3月16日	(株)北海道銀行	4,654,967	<p>左記業者は、当局の出納取扱金融機関に指定しており、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等のすべての収納金及び収納原符の取りまとめを行っている。</p> <p>収納取扱金融機関等の窓口や口座振替で支払われた収納データについては、上下水道料金オンラインシステムへ収入日等を早期に反映させるため、当局の電算処理に沿って指定期日までに収納データの読み取り及びシステムへの取込が可能な収納データの作成を行う必要がある。また、取りまとめた収納データには、住所・氏名のほか、口座番号・支払い金額等の重要な個人情報が多く含まれており、これらの収納データを適正に管理、保護する必要がある。</p> <p>このため、収納原符の取りまとめから収納データの読み取り、収納データ作成までの一連の業務を同一業者に一括委託することで、上下水道料金の督促や滞納整理業務において最も重要である収入確認の最短化が図られ、未収金の早期収納など収納業務の効率化につながるとともに、個人情報漏えい等の情報セキュリティ事故の防止になることから、上記条件を最も確実に履行できる唯一の業者である左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	営業課

水道局収納金集金業務	平成27年3月16日	(株)北海道銀行	8,964,000	<p>水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭は水道局会計規程第29条の規定により、収納した日もしくは翌日までに収納取扱金融機関または収納取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>過去には、収納取扱金融機関の派出所が水道局各庁舎内に配置され、金銭の払い込み及び入金処理が円滑に行われていたが、撤退したことにより、金銭を庁舎外の金融機関に払い込まなければならないとなった。払い込み後において迅速に水道局の収入とするには、各庁舎単位で収納取扱金融機関の事務センターに直接持ち込む必要があり、事故防止の観点から複数名職員で運搬しなければならない。このため、職員配置や経費面等事務効率の観点から、専門業者に委託することが合理的であり、安全性も確保されることから、上下水道料金等の収納取扱金融機関である左記業者に指定するものである。</p> <p>また、左記業者は札幌市水道局と収納取扱金融機関として複数年の契約を結んでおり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等全ての収納金及び収納原符を取りまとめ、さらに読み取り処理及び磁気テープ加工業務までを行っており、実績を残している。</p> <p>このため、水道局各庁舎で領収した収納金と収納原符の取りまとめ及び払い込みを一括して委託することで、個人情報漏洩防止及び一連の業務として効率化が図れる。</p> <p>よって、当局の仕様に沿って指定期日までに安全確実に払込業務を遂行できる唯一の業者である左記業者特定する。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	営業課
水道記念館展示装置等保守点検業務	平成27年3月16日	(株)乃村工藝社北海道支店	4,914,000	<p>当該展示装置機器は、左記業者が企画・製造・設置者であり、機器装置などの動作制御方式や演示・演出などのソフトは、主制御システムによって複合的にコントロール作動させている。これらソフト及びシステムは一般共通のものでなく、特注により製作されたものであり、製造者でなければその仕様及びプログラムの詳細を知りえない。</p> <p>また水道記念館は土・日・祝日を問わず、多数の一般市民が利用するものであり、安定した動作と安全性の確保が不可欠である。そのためには円滑な保守管理と故障等緊急時の対応が重要であるが、他社では適合部品の調達や性能評価が的確でなく、緊急時に迅速な対応を行うことが不可能であり、来館者の安全性に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>これら条件を満たすサポート体制が確立している上記業者以外に施行することは不可能であるため、随意契約とした。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)</p>	総務課
水道局じん芥収集運搬業務(単価契約)	平成27年3月18日	(一財)札幌市環境事業公社	3,940,255	<p>左記業者は、札幌市において、じん芥収集業務を許可されている唯一の業者であるため。</p> <p>(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物収集運搬業者としての許可)</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)</p>	総務課
水道局本局庁舎空調自動制御設備等保守管理業務(単価契約)	平成27年3月23日	ジョンソンコントロールズ(株)北海道支店	2,181,600	<p>空調設備は、建物全体の空気の温度、湿度、清浄度を良好かつ適切に保つために設置されており、そのうち自動制御機器は、外気温などの外部負荷や室温、湿度を検出し、冷暖房、換気等各設備の運転調整を自動で操作するための機器である。</p> <p>空調設備全体の構成と空調システムの運転方式は建物ごとに独自に設計されているものであり、これらの制御を行う自動制御機器の保守管理や故障時の対応には、製造メーカーのみが保有している技術やデータが必要となる。</p> <p>本局庁舎の自動制御機器はジョンソンコントロールズ(株)製であり、左記業者は当該機器に係る技術やデータを保有している道内唯一の業者であることから特定する。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)</p>	総務課
水道メーター検針等業務(単価契約)	平成27年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	487,470,428	<p>ア 本市は冬期間の凍結防止のために水抜き装置が設置されており、装置地下部分のゴムパッキンの劣化により漏水事故が発生することから、検針員は給水装置等に関する基本的な知識が必要となり、簡易な漏水調査等の特殊な業務が存在する。</p> <p>イ 冬期間は積雪等の影響により検針ができないことから、概算水量で料金を請求するため、雪解け後の検針時には、使用状況の変化(世帯人員及び季節的な増減等)に伴い、使用水量の過多・過少が発生し、市民への説明が必要となる。</p> <p>ウ 本市は積雪寒冷地であるため、他都市と比較して水道メーターの埋設深度(他都市は15cm～30cm、本市は約65cm)が深いことから、指針確認の困難性が高く、春先には雪解け水などの流入により、水中検針器を使用する必要があるなど、他都市にはない地域特性がある。</p> <p>上記のとおり、本市検針業務は他都市にはない業務の特性があることから、長年にかけて、検針業務全般に係る技術(水中検針器の操作、水抜き装置の漏水調査、メーター凍結の対応等)や知識(概算水量に伴う料金精算、苦情処理等の対応、漏水減額・水量の過多過少チェック等の起票、確認方法等)など、左記事業者へ水道局職員を派遣しノウハウの継承を進めてきた。</p> <p>この結果、左記事業者は、検針業務は勿論のこと、直接市民と接する機会が多く、水道事業に係る各種相談にも応じており、給水装置等の故障などの場合は、簡易的に調査を行ったうえで、指定給水装置工事事業者を紹介するなど、これまで培ってきた豊富な実績と経験に基づくその業務内容は、現時点では市民から高い信頼を得ている事業者である。</p> <p>また、検針業務は、平成24年8月から、豊平区に加え清田区、西区、手稲区の4区を2つの民間事業者に委託を開始したが、本市の地域特性から、業務履行の安全性を確保し、業務の停滞や市民サービスの低下を招かぬよう実施する必要があることから、当該契約予定の6区他、民間事業者2社への委託における検針業務のリスク分散、異常時対応などの観点から、現時点で、安定的に業務が履行でき、2事業者の補完的役割が担える事業者は、(一財)札幌市水道サービス協会以外にない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	総務課

<p>上下水道料金督促収納等業務 (総価+単価契約)</p>	<p>平成27年3月23日</p>	<p>(一財)札幌市水道サービス協会</p>	<p>119,249,280</p>	<p>業務の特性 当該業務は、料金の未納者に対し納期内納付の指導により、未納発生の抑制を図ることを目的としており、未納者との折衝において様々なトラブル発生の要因があることから、メーター検針行程と収納サイクルの関係や口座振替制度における振替日選択制度の説明など、本市の料金制度全般に渡る知識が必要である。 また、冬期間、積雪のためメーター検針が不可能なことから概算請求分が未納となった場合、雪解け後のメーター検針の際に、概算請求分の過不足の精算を行う旨の説明や、このことによる使用水量の過多・過少に関する苦情や問い合わせについて使用者への的確な説明を行うには、これら本市の料金制度や積雪寒冷地といった諸事情に関する知識の習得が求められる。</p> <p>業者の特定 当該業務は、本市の料金制度全般に渡るノウハウや、積雪寒冷地といった地域特性を踏まえ総合的に適切且つ確実な遂行を必要とするものである。 (一財)札幌市水道サービス協会は、本市水道事業の合理的運営と市民福祉の向上に寄与することを目的として設立した財団法人であり、昭和54年からの受託により、これまで高い収納率(99.9%台)の確保に貢献し、水道の専門知識及び技術を有する唯一の団体である。 以上のことから、当該業務を受託できるのは(一財)札幌市水道サービス協会以外はない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	<p>総務課</p>
<p>水道記念館管理運営業務</p>	<p>平成27年3月23日</p>	<p>(一財)札幌市水道サービス協会</p>	<p>19,725,120</p>	<p>水道記念館は、本市水道事業の広報・普及宣伝事業を行うための重要拠点施設として、水道事業の歴史、水や自然の大切さ、札幌の安全な水がどのように作られ、そしてどのように守られているのかなどについて、体験しながら学ぶことができる施設である。 このため、当該業務は、単に展示物の案内業務にとどまらず、同館を媒体とした効果的な広報・宣伝普及を行い、更には来館者から寄せられる様々な質問に対しては的確に対応し、意見については正確に把握したうえで運営に反映させるなど、水道事業全般に関するハードとソフトの両面にわたる高度な知識と技術が必要である。 左記業者は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的として設立した本市出資の法人であり、水源管理、浄水場の運営、水質検査、管路の維持管理、検針業務、料金収納業務など、本市水道事業のあらゆる分野における業務実績を持ち、これまで長年にわたって本市水道局と共有の理念に基づく両輪の関係で事業を展開してきた。更に、組織としてこのように蓄積してきた豊富な知識を記念館の運営に反映させる技術も備えており、それらを継承していく組織力が確立された唯一の団体である。 事実、これまで同協会の事業ノウハウを活かし、創意工夫を凝らした独自の事業を展開することで経費を増加させることなく来館者数を大きく伸ばすなど、確実な成果を挙げた。また、同館では、浄水場の敷地内にあるという好立地を活かし、市民が直接浄水過程を見学できるツアーを行っているが、この案内役は、藻岩浄水場の維持管理業務を通じて得た、浄水業務に関する深い知識と経験を有している必要がある。 また、地震などの緊急時における見学者の安全確保についても、施設内部に精通していることが必須となるが、同協会のみが組織としてこれらの条件を満たす団体である。 したがって、受託者としての全ての条件を備え、安定的かつ確実な運営ができる団体は、今のところ左記業者しか存在しない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)</p>	<p>総務課</p>
<p>新設登録調査業務</p>	<p>平成27年3月23日</p>	<p>(一財)札幌市水道サービス協会</p>	<p>15,072,480</p>	<p>本業務は、新設工事の給水装置工事検査後の情報をもとに、水道料金の調定や徴収の根幹となる給水装置及び使用者情報等の現地調査を行い、データを起票のうえ上下水道料金オンラインシステムに登録する業務である。 本業務の履行に当たっては、給水装置等の現地調査のほか、給水装置工事検査員、施工業者、使用者等から多数の情報収集を行うとともに、使用者等からの多岐にわたる問合せなどに対して、十分な知識と適切な対応が求められるため、検針業務はもとより、料金徴収業務や給水装置工事など本市水道事業全般の知識を有することが不可欠である。 左記業者は、長年にわたり本市の検針業務や督促収納業務を受託しており、その豊富な実績と経験に基づき、積雪寒冷地である本市水道事業の特殊性や業務内容を十分理解しており、また、平成25年度からは、本業務と密接に関連する給水装置工事検査業務を受託しており、組織的に本業務と連携することにより業務の効率化が図られる。 以上のことから、本業務の受託者として必要な上記の要件を満たし、円滑かつ適切に業務を遂行できる唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	<p>営業課</p>

<p>上下水道料金オンラインシステム等運用保守業務</p>	<p>平成27年3月26日</p>	<p>日本ユニシス(株)北海道支店</p>	<p>56,894,400</p>	<p>当業務は、上下水道料金業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運行させるために必要なものであり、安定した業務運用、万一障害が発生した場合には、迅速・確実な対応が求められる。</p> <p>また、本システムは平成25年7月にサーバ機器更新(OS及びミドルウェア等の更新含む。)に伴うアプリケーションの移行を終えたシステムであり、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。</p> <p>左記業者は、サーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を受託した業者であり、サーバ機器運用にかかる基盤システムについては、左記業者が著作権を有していること、これまでの豊富な運用実績をもっていることから、本システムの情報資産、動作環境に精通している。</p> <p>左記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析、習得に膨大な作業・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかである。</p> <p>以上より、本システムの重要性・影響範囲の広さから、リスクを最小限に抑えることが必須であるため、左記業者に特定する。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号に該当)</p>	<p>営業課</p>
<p>統合サーバ機器ハードウェア及びソフトウェア保守業務</p>	<p>平成27年3月26日</p>	<p>日本ユニシス(株)北海道支店</p>	<p>34,732,800</p>	<p>本業務は平成22年度に調達した、仮想統合サーバ機器における一部ハードウェア及びソフトウェアの設定・調整及び保守を行うものである。本サーバは7つの業務システムを運用する重要なサーバであり、保守においてはハードウェア構成及び基盤部分についての動作を熟知するとともに、システム全体について詳細を熟知している必要がある。また統合サーバは上下水道料金システム(以下「料金システム」という。)と連携し密接に関係しているため、障害等発生時の対応では料金システムに関する正確な理解・把握が必要となる。</p> <p>左記業者は本サーバの納品業者かつ仮想基盤部分の構築業者であるため、本サーバ全体の詳細を熟知しており、また料金システムの保守担当業者で料金システムの著作権等を保有し、豊富な運用実績をもっている。料金システムとの連携を含め全体システムの障害時対応できる者は、他にないことから上記業者を特命とする。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号該当)</p>	<p>財務課</p>
<p>水道局本局庁舎エレベーター設備保守管理業務</p>	<p>平成27年3月27日</p>	<p>三菱電機ビルテクノサービス(株)北海道支社</p>	<p>1,598,400</p>	<p>当設備は三菱電機(株)製を採用しており、左記業者は同メーカー唯一の保守管理業者である。</p> <p>本業務のエレベーター設備は左記業者が製作・納入したもので、保守点検はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が的確ではない。また本エレベーターは一般市民や多数の業者も使用し、故障等の際には迅速な対応が求められる。</p> <p>これら条件を満たしサポート体制が確立している上記業者以外に施行することは不可能であるため特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)</p>	<p>総務課</p>
<p>財務会計システム維持管理業務</p>	<p>平成27年3月30日</p>	<p>(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道</p>	<p>7,732,800</p>	<p>本業務は、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道社製の財務会計システムの運用支援や障害時の復旧作業等の保守を実施するものである。この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。</p> <p>また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道の1社しか存在しない。</p> <p>このことから、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	<p>財務課</p>
<p>札幌市水道局職員健康診断業務(単価契約)</p>	<p>平成27年3月30日</p>	<p>札幌市職員共済組合</p>	<p>9,682,340</p>	<p>本業務は、労働安全衛生法第66条等の関係法令に基づき、水道局職員に対し健康診断を行うものである。</p> <p>本局の健康診断は、受診職員数が多数に上りかつ、健診区分及び検査項目についても多岐にわたる。加えて、年間を通じた健診の実施、1日で必要な健診を終えることができるよう、一般健診と特殊健診等を同日に実施することなど、全ての職員が受診しやすい実施体制が求められる。</p> <p>左記団体は、札幌市職員(組合員)の健康管理を一元的に実施することを目的に健康管理センターを設置し、平成8年度から現在の体制で健康管理を実施してきているが、本局の実情に応じた柔軟な実施体制が確立されており、本局職員の健診受診率は例年高い水準を保っている。</p> <p>また、健康管理センターにおいては、個々の健診結果に応じた事後指導、各種検査結果の統計に基づいた健康教育を行っているが、これらのことを効果的に実施するために、同一の基準及び方式に基づいた健診結果をもとに、健康状態の特性及び検査結果数値等の経年的データ収集が可能な体制が組まれていることから左記団体を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)</p>	<p>総務課</p>